平成２８年（フ）第４７７号
京都府宇治市菟道谷下り45番地　府営三室戸団地１棟503号
債務者　小嶋こと　趙　美惠子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５６４号
京都府宇治市木幡南山80番地の１、前住所京都府宇治市木幡金草原27番地の２
債務者　菊浦　颯太
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
鳥取県鳥取市国府町美歎520番地５、旧住所鳥取県鳥取市宮長253番地52
債務者　小谷　亜紀（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０９号
徳島県阿波市土成町吉田字平井33番地６、旧住所徳島県麻植郡川島町大字川島287番地の４
債務者　湯佐かおり
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０号
徳島県阿波市吉野町西条字築地42番地１　メゾンロアールⅡＡ　102号
債務者　佐々沙知加
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
徳島県阿波市吉野町西条字築地42番地１　メゾンロアールⅡＡ　102号
債務者　佐々　英寿
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６２号
徳島県阿波市阿波町王地240番地１　王地団地　33号
債務者　田島　恭子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
徳島県徳島市名東町３丁目528―１　ひまわりハイツ102号、住民票上の住所京都府木津川市相楽姫子14番地
債務者　出口百合子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島906番地１　ピースマンション301
債務者　吉岡　通彰
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
愛媛県松山市山西町68番地21
債務者　山下　圭子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４１号
愛媛県松山市山越３丁目18番14号
債務者　井門　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１号
熊本県玉名市築地849番地１　ピオーネハイツ105号
債務者　大平翔太郎
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１２号
熊本県玉名市繁根木59番地４
債務者　野中　保子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１４９号
宮崎市恒久南３丁目９番地３
債務者　外山　敏夫
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５６号
宮崎市田野町乙7581番地１　ハッピーコーポ206号
債務者　鮫島　一光
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５号
岩手県北上市相去町山根梨の木15番地21
債務者　菅原　　廣
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４４号
岩手県北上市和賀町藤根13地割121番地11
債務者　藤原　徳子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部